

諮問日：令和元年9月17日（令和元年度（情）諮問第19号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（情）答申第18号）

件名：釧路地方裁判所帯広支部の元裁判官の講演出席に関する文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

釧路地方裁判所帯広支部の特定元裁判官が特定日に特定団体に講演のため出席した件に関する全ての文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、別紙1記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、不開示とした部分に係る判断は妥当であり、最高裁判所事務総長が別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、改めて開示等の判断をすとしていることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和元年7月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 一部開示された司法行政文書は正しく整理されていない。どの文書がどこになるのか、正しく理解できない。
- 2 決裁文章内容が不明である。
 - (1) いつ・だれから・だれに対してどのように出前講義の依頼を受け、誰が許可し、どのようにして講師を選任したのかの適切な開示が行われていない。

(2) 講義内容・配布資料・報告書等が適正に開示されていない。

(3) 講師に対する謝礼の有無及び飲食のもてなし等の報告書等が存在しないのは不合理である。

3 メールの一部開示は不合理であり、発送日時が不明確である。

4 以前同じ特定団体に所属していたが、講師に対し謝礼（現金または金券・物品等）を渡していた。飲食等の提供も行ったが、講師から飲食代等をもたらしたことは一度もなかった。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書1のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、個人識別情報（氏名等）並びに裁判所の情報セキュリティ対策の具体的な内容に関する情報、公にすることによりサイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、裁判所の情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがある情報、公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）及び広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（その内容が公になると、広報活動における地域住民からの率直な実情の聴取に支障を及ぼすおそれがある情報）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当する。

なお、メールの発送日時については開示された部分に記載されているから、発送日時が不明確であるという苦情申出人の主張には理由がない。

2 本件開示の申出について、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載を踏まえて申出内容を再度整理し直し、原判断庁である釧路地方裁判所において、同裁判所帯広支部だけでなく、同裁判所本庁にまで探索範囲を広げて改めて本件開示申出文書が存在しないか確認した結果、本件対象文書2が存在することが認められた。したがって、これらの各文書について対象文書として追加して特

定し、法5条各号に規定する不開示情報に相当する情報の記載の有無等について検討した上で、改めて釧路地方裁判所において開示等の判断を行うこととしたい。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月30日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 令和2年1月24日 本件対象文書1の見分及び審議
- ⑤ 同年8月31日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年9月18日 本件対象文書1の見分及び審議
- ⑦ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書1を見分した結果によれば、本件対象文書1は、特定元裁判官が特定団体において裁判員制度の広報のための出前講座を実施するに先立って作成された所要の手続に関する決裁文書及び当該決裁に関して裁判所職員間で送受信されたメール文書である。そして、本件不開示部分は、①裁判所職員の印影及び特定団体に所属する特定人の氏名等の記載、②裁判所職員の電話番号、ファックス番号、内線番号及びメールアドレスの記載、③裁判所の情報セキュリティ対策の内容に関する記載並びに④裁判員裁判の出前講義の結果報告に関する記載であることが認められる。

このうち、①裁判所職員の印影及び特定団体に所属する特定人の氏名等の記載については、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような事情は認められない。

また、本件不開示部分のうち、②裁判所職員の電話番号、ファックス番号、内線番号及びメールアドレスの記載については、公にすることにより裁判所の

事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると認められる（法5条6号）。

さらに、本件不開示部分のうち、③裁判所の情報セキュリティ対策の内容に関する記載については、その記載内容を踏まえれば、これが公にされた場合には、サイバー攻撃の糸口等を推測され、悪意のある者による攻撃が容易になることなどによって、裁判所の情報セキュリティの確保に支障を生じさせるおそれがあると認められる（法5条6号）。

加えて、④裁判員裁判の出前講義の結果報告に関する記載については、その記載内容を踏まえれば、その内容が公になると、今後、裁判所の広報活動における地域住民からの率直な実情の聴取に支障が生じるおそれがあるといえるから、裁判所の広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（法5条6号）。

なお、苦情申出人は、メール文書の一部開示は不合理であり、発送日時が不明確である旨を主張するが、見分の結果によれば、メールの送信日時等については開示されていることが認められるから、同主張は採用できない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 次に、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載を踏まえて申出内容を再度整理し直し、原判断庁である釧路地方裁判所において、同裁判所帯広支部だけでなく、同裁判所本庁にまで探索範囲を広げて改めて本件開示申出文書が存在しないか確認した結果、本件対象文書2が存在することが認められたため、本件対象文書2を追加して特定し、改めて釧路地方裁判所において開示等の判断を行うとのことである。本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記判断は合理的である。

この点につき、苦情申出人は、①出前講義の依頼や講師の選任に関して適切

な開示が行われていない、②講義内容や配布資料等が適正に開示されていない、③講師に対する謝礼の有無等の報告書が存在しないのは不合理であるなどと主張する。

しかしながら、本件対象文書1を見分した結果によれば、①出前講義の依頼や講師の選任の経緯に関しては本件対象文書1のうち原判断において開示された部分に記載があると認められる。

また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、②講義内容に関する準備や配布資料の有無等については講師であった特定元裁判官に一任されていたことから、釧路地方裁判所には存在せず、③講師に対する謝礼の有無等の報告書についても同裁判所においてその存在が確認できなかったことが認められる。

そのほか、釧路地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

よって、本件対象文書2を追加して特定し、開示等を実施するものとする一方において、釧路地方裁判所において、本件対象文書以外には本件開示申出文書に該当する文書を保有していないとする最高裁判所事務総長の説明は妥当であると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断のうち本件不開示部分に係る判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから妥当であり、また、最高裁判所事務総長が本件対象文書2を追加して特定し、開示等の判断をすることについては、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子

別紙 1

- 1 平成30年12月11日付け庶務係作成の決裁文書（添付文書含む）
- 2 2018年12月11日火曜日10：14に釧路地方裁判所帯広支部庶務係長宛に送信された電子メールを印刷したもの
- 3 2018年12月13日木曜日8：33に釧路地方裁判所帯広支部庶務課長が送信した電子メールを印刷したもの（添付ファイル含む）
- 4 2018年12月17日月曜日8：31に釧路地方裁判所帯広支部庶務係長が送信した電子メールを印刷したもの（添付ファイル含む）

別紙 2

- 1 「〔出前講義実施報告〕(集計)」と題する文書
- 2 平成30年12月13日付け決裁文書(釧地家裁総第1705号)(添付文書を含む。)